

広報よこはま神奈川区版のデザイン等に関する業務委託 プロポーザル提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 評価委員は、提出されたデザイン提案書(以下「提案書」という)について、次項に示す評価項目ごとに評価を行います。
- (2) 評価は、各提案書を絶対評価し、評価項目ごとに下表のとおり「5」「4」「3」「2」「1」をつけることで行います。

評価	非常に良い	良い	普通	悪い	非常に悪い
評点	5	4	3	2	1

2 評価項目

	評価項目	配点倍率
1	【区名タイトル】 区名のロゴ(「かながわ」又は「神奈川」)、発行月・発行番号、区役所の住所等の位置、大きさ及びデザインは適切か。	× 1
2	【見出し】 見出しやリードなど導入部分が、目を引き、読みたいと思わせるようになっているか。	× 1
3	【写真】 写真の位置・大きさ・トリミングは適切か。	× 1
4	【イラスト・地図】 記事の内容が適切に理解され、親しみがあり、人権や男女共同参画が意識されたイラストになっているか。 また、地図は分かりやすく、正確で見やすい作りになっているか。	× 1
5	【色使い】 色使いは色覚障害者、高齢者などに配慮しているか。 また、色使いのバランスが適切で紙面全体がまとまりあるものになっているか。	× 1
6	【レイアウト】 レイアウトやデザインに独自の工夫やアレンジがされていて見やすい紙面になっているか。	× 2

- ※ 各評価委員の採点の満点は35点となります。
- ※ 全評価委員の採点の満点は175点となります。

3 追加評価項目

ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営を推進する企業や過去の実績を評価することとし、加点する。

	評価項目	配点
7	下記項目のいずれか（または複数）に、該当するものがある。 【企業としてのワーク・ライフ・バランスへの取組】 <ul style="list-style-type: none">・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている（従業員301人未満の場合のみ加算）・次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得・よこはまグッドバランス賞の認定の取得 【障害者雇用に関する取組】 <ul style="list-style-type: none">・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成 【健康経営に関する取組】 <ul style="list-style-type: none">・健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1点
8	【自治体発行の広報紙のデザイン業務の実績】 過去に自治体発行の広報紙（毎月1回以上発行）のデザイン業務の実績があること	1点

※ 各評価委員の採点に1点の加点となり、加点の合計はそれぞれ5点となります。

4 最低基準

以下の条件のいずれかに当てはまる場合は、選定しないものとします。

- (1) 「2 評価項目」の「6」について、満点の60%（50点×60%=30点）を最低基準とし、全評価委員の採点結果の合計がこれに満たない場合
- (2) 「2 評価項目」の全項目について、満点の60%（175点×60%=105点）を最低基準とし、全評価委員の採点結果の合計がこれに満たない場合

5 評価の結果について

- (1) 「2 評価項目」の各評価委員の採点結果の合計に「3 追加評価項目」の得点を加え、全評価委員の採点結果の合計得点が最も高い「提案書」を作成した者を受託候補者として、指名業者選定委員会に諮ります。
- (2) 合計得点が同一であった場合には、「2 評価項目」の「6」の得点が高い者を受託候補者とします。
- (3) 「2 評価項目」の「6」の得点も同一であった場合には、「1」～「5」の評価項目ごとに点数を算出し、最高点をとった項目の合計数が最も多い者を受託候補者とします。
- (4) この上なお同点の場合は、同点者について評価委員があらためて投票を行い、多数決により順位を決定します。